

11 免許・技能講習制度の見直し

■免許・技能講習制度が次のように変わります。

■平成18年3月31日までに現行の免許を取得している方、技能講習を修了した方は、これまでどおり対象業務に従事することができます。

(現行)	→	(平成18年4月1日以降)
・クレーン運転士免許 ・デリック運転士免許	→	クレーン・デリック運転士免許 ※クレーン、デリックとも運転できます。デリックの実技教習は廃止となります。 ※クレーンのみ運転できる限定免許を設けます。
・地山の掘削作業主任者技能講習 ・土止め支保工作業主任者技能講習	→	「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」に統合
・ボイラー据付け工事作業主任者技能講習	→	技能講習を廃止。ボイラー据付け工事を行う場合は、必要な能力を有すると認められる者の中から、作業の指揮者を定めなければなりません。
・四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ・特定化学物質等作業主任者技能講習	→	・「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」に統合 ・石綿を取り扱う作業については「石綿作業主任者技能講習」を分離・新設

表に記載のない免許、技能講習については、変更はありません。

施行期日は、平成18年4月1日です。

ただし、5の安全管理者の資格要件は平成18年10月1日から、9の化学物質等の表示・文書交付制度の改善は平成18年12月1日から施行されます。また、1の面接指導については、常時50人未満の労働者を使用する事業場については平成20年4月1日から適用されます。

Memo

さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、改正労働安全衛生法及び関係の政令・省令の条文は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>)に掲載します。